

令和8年度読書活動支援1000冊プラン実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

群馬県立図書館は、公立図書館が設置されていない自治体の学校及び公民館等における読書活動を支援するため、対象自治体の教育委員会の希望に応じて、児童用図書の一括貸出を実施する。

2 対象自治体、貸出図書、貸出冊数及び貸出期間

- (1) 対象自治体は、教育委員会と幼稚園・学校及び公民館等が連携・協力し、子供の読書活動の推進に意欲的に取り組もうとする、条例による公立図書館が未設置の自治体とする。
- (2) 貸出図書は、幼児から小学生・中学生向けの児童用図書とする。
- (3) 貸出冊数は1自治体あたり40冊単位で最大1,000冊までの任意の数とし、貸出期間は1年間とする。なお、貸出を希望する冊数が貸出可能冊数を超える場合には、調整する。

3 申込方法及び貸出可否の決定

- (1) 貸出しを希望する自治体の教育委員会は、**申込書（別紙様式1）及び利用計画報告書（別紙様式2）**を下記担当あてメールで提出する。※公印省略可
- (2) 申込期間は、**令和7年11月27日（木）から12月18日（木）まで**とする。
- (3) 申込書を受領後、貸出可否を決定し、令和8年1月9日（金）までに通知する。

4 図書の搬送方法及び利用

- (1) 貸出・返却時の図書の運搬は、群馬県立図書館が行う。
- (2) 自治体内における貸出図書の利用、幼稚園・学校・公民館等への配置及び交換は、各教育委員会が利用計画を基に自由に行うことができる。

5 図書の借受手続

貸出を受ける自治体の教育委員会は、図書の貸出後に、**図書借受書（別紙様式3）**を下記担当あてメールで提出する。※公印省略可

6 貸出図書の亡失・汚破損等について

- (1) 貸出資料が亡失または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、速やかに下記担当に連絡し、その指示により弁償するものとする。
- (2) ただし、当館の「学校貸出用図書館資料賠償要項」の規定により、亡失・汚破損等の原因が**幼児・小学生・中学生による場合**は賠償を免除することができる。

7 その他

申込み等に係る書類については、県立図書館Webページからダウンロードすることができる。
【トップページ上部メニュー -学校・県内図書館のページ -学校への貸出 -読書活動支援1000冊プラン】

【担当】 群馬県立図書館 企画・地域協力係 1000冊プラン担当 長竹
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-9-1
TEL:027-231-3008 FAX:027-235-4196 Email:nagatake-t25@pref.gunma.lg.jp